

第六回参議院建設委員會會議錄第一二号

昭和二十四年十一月九日(水曜日)午前十時一分開会

本日の會議に付した事件

○住宅営団法を廃止する等の法律案

(内閣送付)

○住宅問題に関する件

○委員長(石坂豊一君) 只今より建設委員會を開会いたします。公報に掲げました住宅営団法を廃止する等の法律案の予備審査に取りかかります。

○國務大臣(益谷秀次君) 住宅営団法を廃止する等の法律案について提案の理由を御説明いたします。

住宅営団法は昭和二十一年十二月二十三日閉鎖機關に指定せられ、指定と同時に解散して閉鎖機關令の規定による清算法人となり本来の機能を停止することになりました。そうしてその清算は大蔵大臣監督の下に閉鎖機關整理委員會がこれを担当し現在に至っております。

右の事実に基づき住宅営団法は速やかに廃止するのが妥当であるとの見解もありましたが、住宅営団解散と同時に母法を廃止することは閉鎖機關住宅営団の清算に種々の支障を及ぼすこととなりまして、これが廃止の時期については清算終了の見通しの付き次第手続を進めることといたしました。而して清算業務の進捗に伴い、昭和二十五年年度末を以て清算終了の見通しもつき、たま／＼連合国軍最高司令部経済科学局反トラスト・カルテル課よりの示唆もありましたので、今回住宅

営団法を廃止する等の法律案を提出することとした次第であります。以上本法案の提案理由を簡単に申述べましたが、何とぞよろしく御審議の程お願いいたします。

〔美馬説明員朗読〕

住宅営団法を廃止する等の法律

第一條 住宅営団法(昭和十六年法律第四十六号)は、昭和二十六年四月一日又は閉鎖機關令(昭和二十二年勅令第七十四号)第十九條の四の規定により特殊清算人が同令第一條に規定する閉鎖機關として指定されている住宅営団(以下「閉鎖機關住宅営団」という。)につき特殊清算終了の登記をした日のいずれか早い時に、その効力を失う。

第二條 閉鎖機關住宅営団は、閉鎖機關令の定めるところにより清算を行うに必要な範囲以外のいかなる業務も行ふことができない。

第三條 この法律施行後は、住宅営団法に基づき、住宅営団を設立してはならない。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○政府委員(伊東五郎君) 只今朗読いたしました住宅営団法を廃止する等の法律案について御説明申し上げます。

この法律を提案いたします理由は、只今大臣から御説明申上げました通り、住宅営団はすでに閉鎖機關に指定されておりましたので、現在その清算法人となつて居るわけでありまして、この法律の廃止につきましても、清算事務の關係からまだ存置しておいたわけでありまして、その清算終了の見込が今まで立つておりませんので、この廃止の手続を控えておいたわけでありまして、大体昭和二十五年年度末を以て清算終了の見通しも付きましたので、今回ここに提案いたすこととなつた次第であります。

この法案は、本文三ヶ條と附則一項からなつておるのでありまして、第一條におきましては、住宅営団法の有効期間について規定いたしております。即ち住宅営団法は閉鎖機關整理委員會の清算終了予定時期でありますところの昭和二十六年の三月三十一日を最終有効期間とし、それ以前に清算が終了いたしましたれば、その必要手続完了次第失効することとしたわけでありまして、第二條におきましては、ボツダム勅令たる閉鎖機關令第八條第一項後段の規定を法律の明文を以て再確認いたしましたものであります。

第三條は、住宅営団法に基づく住宅営団は、現在の閉鎖機關住宅営団以外に宣言いたした規定でないという旨を宣言いたした住宅営団が閉鎖機關の指定解除されて、住宅営団として復活すること及び住宅営団法に基いて今後新たに住宅営団を設立するということをも一切禁止しようとするものであります。

最後に、附則は本法案の施行期日を規定しておりますが、公布の日から即日施行するというにいたしました次第であります。以上簡單であります。法案の説明を終ります。

○委員長(石坂豊一君) 質疑があつたらば……。私から一つ伺いたいと思つた。この住宅営団法は当然のことと考へますが、すでにこれは閉鎖機關に指定されておるのでありますから、今日まで廃止することはできなかつたわけですね、法案の提出が……。

○政府委員(伊東五郎君) 今まで昭和二十一年に閉鎖されましてから、この法律をそのままに置いたのはどういふわけか、こういうお尋ねであります。これは閉鎖機關住宅営団の清算事務に、この住宅営団法がございまして、その不便がございまして、これを存置して置いたわけでありまして、それが清算事務を一生懸命進めて来ておりましたので、今まで清算終了の見通しが付かなかつたわけでありまして、最近漸くその見通しも付きましたので、この法律を廃止するということにいたしましたわけでありまして。

○委員長(石坂豊一君) それから今一つ。住宅営団法廃止の結果、住宅営団で建設したところの各建設物はどういふふうに移管管理されて、又現在どういふふうに移管されて行つておられますか、それを伺いたい。

○政府委員(伊東五郎君) 閉鎖機關住宅営団が閉鎖當時に持つておりました建設物並びにその後の処分状況、見直し等につきましては、お手許に資料を差上げておきますが、御覽下されば分ると思ひますが、ざつと申上げますと、処分開始前に六万三千六百二十七戸の経営住宅を持つておりました。減失戸数がそのうち三百七十九戸でありまして、差引処分を要するものが、六万三千二百四十八戸でありまして、その後今年の八月二十五日までには処分いたしましたものが四万五千七百七十四戸でありまして、そのうち現在未処分住宅が一万八千七百七十四戸となっております。そのうち東京都に關しましては七千三百四十九戸を大体東京都に移管することになりまして、内定いたしております。その処分の相手方の内訳を申し上げます。その現住者に処分いたしましたものが四万一千三百十戸、それから居住者の団体に処分いたしましたものが七千九百八十八戸、それから地元公共団体に処分いたしましたものが三千六百六十六戸であります。尚その処分の価格につきましては、坪当たり鉄筋コンクリートのアパートの場合には三千円から六千五百円程度、木造住宅の場合には坪当たり六百円から一千六百円程度という標準を以てしております。それで未処分のもものは一万八千七百七十四戸ありまして、東京都の七千三百四十九戸の外神奈川、広島、山口、埼玉、千葉、宮城、山梨などに若干これから処分を要するものが残つておるわけでありまして。

○堀末治君 これは閉鎖機關令によつ

て指定されて今清算中なものでござい  
ますから、こんなことを尋ねるのも無  
駄かも知れませんが、これは昭和十六  
年にできた法律なんですかね。どうい  
う目的で一体これはできたのですか。  
○政府委員(伊東五郎君) 住宅営団法  
は昭和十六年に制定されましたが、そ  
の当時特にならざるに業の拡充に伴いま  
して、労働者の住宅その他一般庶民の  
住宅が非常に不足しておりました。こ  
ういふ階層の人達のための住宅の供給  
を民間の企業に委ねるということがで  
きないという事情にありましたので、  
住宅営団法を制定しまして住宅営団を  
設立し、専ら労働者その他庶民の住宅  
の供給に当つたわけであります。

○堀末治君 それではこの政府事業で  
あるが故に、この閉鎖機関に指定され  
たわけなんですかね。  
○政府委員(伊東五郎君) これは戦時  
中のこのいろいろな種類の機関は大體閉鎖機  
関に指定されております。その例によ  
つて閉鎖されたものと思ひます。  
○堀末治君 戦時中にできたというこ  
ろで閉鎖機関にやられたわけです  
ね。

○政府委員(伊東五郎君) さようでご  
ざいます。  
○堀末治君 お尋ねいたしますが、そ  
うすると、今ここに御説明の通りに大  
分片附くには片附いたが、まだ未処分  
が一万八千七百四十四戸ありますが、これ  
はどこの手に移るわけですか。この未  
処分のものは……。

○委員長(石坂豊一君) それでは大蔵  
省の管財局の閉鎖機関の方から説明  
願います。堀川事務官。  
○説明員(堀川正彦君) 簡単に御説明  
いたします。大休八月二十五日現在で

一万八千七百四十四戸の残りになつてお  
るわけでありまして、そのうち東京都に  
七千三百四十九戸、一億円で今回譲渡  
することに大休決定を見まして、差引  
残りの大休一万戸に近い住宅をそれぞ  
れ地方にありまして、管轄してあります地  
方公共団体に譲渡する予定でございま  
す。それで大休先程局長の方からお話  
がありまして、五百戸以上残つ  
ておりますところの宮城、神奈川、埼  
玉、山梨、千葉、広島、山口、これは  
今年度中にでき得る限り譲渡する予定  
になつておりますが、残りが各地方に  
少々残つておりますが、これは又地方  
公共団体なり或いは居住者に斡旋し  
て、これをやる予定であります。  
○堀末治君 これは凡そ金額にしてど  
のくらいの大蔵省の帳簿価格になつて  
おりますか。  
○説明員(堀川正彦君) 大休我々の予  
定としては五千万円から約七千万円の間  
くらいに処分したいと思ひます。  
○堀末治君 それは何ですかね。要する  
に処分価格ですね。帳簿価格ほどのく  
らいになつておりますか。  
○説明員(堀川正彦君) 帳簿価格で行  
きますと約六千万円です。  
○委員長(石坂豊一君) 減失戸数の三  
百七十九戸、これは如何なる理由です  
か。  
○説明員(堀川正彦君) これは台風で  
破損したものと、それから火事で焼け  
た建物であります。  
○委員長(石坂豊一君) 台風と火事で  
すね。  
○説明員(堀川正彦君) そうです。  
○堀末治君 もう一遍お尋ねします  
が、そうすると、これは残つてい  
るのとして木造でございまして、或い

は鉄筋もございましてか。  
○説明員(堀川正彦君) 一万八千戸の  
中には東京都の分も数字として入つて  
おりますから、鉄筋の建物は東京都の  
分だけでございます。それから神奈川  
に……。  
○堀末治君 神奈川ですね。  
○説明員(堀川正彦君) 山下アパート  
と申しますアパートがあります。  
○委員長(石坂豊一君) もう一つ伺  
いますが、現在営団にどれだけの職員が  
残つておりますか。  
○説明員(堀川正彦君) 二十四年の九  
月では三百六十二名です。現在三百四  
十六名です。  
○堀末治君 九月は……。  
○説明員(堀川正彦君) 三百六十二名  
です。  
○堀末治君 現在は……。  
○説明員(堀川正彦君) 現在は三百四  
十六名です。  
○委員長(石坂豊一君) これは主にど  
こに在勤しておりますか。  
○説明員(堀川正彦君) 現在東京に百  
五十四名、それから次に名古屋に四十  
二名、それから九州と大阪がそれぞれ  
三十六名、仙臺が二十三名、広島が三  
十一名、四國が十七名、静岡が七名、  
計三百四十六名でございます。  
○堀末治君 そうすると、今の職員は  
公務員法の規定は受けておるわけです  
ね。  
○説明員(堀川正彦君) これは公務員  
法の適用は受けておりません。これは  
閉鎖機関住宅営団の資格において……  
の適用を受けておりません。  
○堀末治君 尚お尋ねしますが、そう  
すると、この法律によつてこれが廃止

になるといふと、この人も又全部整理  
されるわけですね。  
○説明員(堀川正彦君) そういふわけ  
であります。  
○堀末治君 整理されるという退職  
手当なんかどうから出るのですか。  
○説明員(堀川正彦君) この法案が出  
ましても、清算が直ぐ終るわけではあ  
りませんから、清算が結了するまでは  
現在の職務をやつております。この法  
律によつて住宅営団法が廃止された  
ときには、当然住宅営団は清算が結了し  
ておるわけでありまして、そのとき  
は、閉鎖機関整理委員会の職員の方  
は、閉鎖機関整理委員会の職員は閉鎖  
機関整理委員会の予算で賄うことにな  
つております。  
○堀末治君 尚お尋ねいたしますが、  
この閉鎖機関整理委員会には、予算は  
国家の予算で取つてあるのですか。  
○説明員(堀川正彦君) それは閉鎖機  
関の予算がございまして、公団とか、  
復金なんかございまして、あれと同  
じように、閉鎖機関整理委員会も別個  
の予算を取つております。  
○堀末治君 それは普通予算……。  
○説明員(堀川正彦君) 全然別個の公  
団等の政府機関に関する予算ですが、  
そういつた法律で以て各公団並びに政  
府機関が予算を取つております。です  
から、国の一般会計とは全然別個のも  
のであります。  
○堀末治君 国の一般会計と別とい  
うと、その金はどこから出て来るのか  
な。  
○説明員(堀川正彦君) それは大休閉  
鎖機関というものは自分で資産を持  
つておつて、それで清算をしておるわけ  
です。ですから、閉鎖機関整理委員会

というものが、その各閉鎖機関に自分  
の必要とする経費を割当して、それか  
ら徴収して、それから自分の経費を賄  
つております。  
○堀末治君 そうすると、今の御説明  
だといふと、あとの残つておるもの  
処分は大蔵省に移管されてしまふとい  
うことになる……。  
○説明員(堀川正彦君) 大蔵省に移管  
されると申します……。  
○堀末治君 大蔵省に移管されま  
す、それで清算事務が終るわけです  
か。  
○説明員(堀川正彦君) 大蔵省に移管  
されるわけではないです。  
○堀末治君 そうすると、一万八千七  
十四戸といふのは、処分が付くまで清  
算されないというわけですか。  
○説明員(堀川正彦君) 清算が結了  
できない。  
○堀末治君 処分付くまで。  
○説明員(堀川正彦君) そうです。併  
し法律は二十六年、再来年の三月末ま  
で住宅営団法が有効なんです。です  
から、それまでの間に建物を処分して清  
算を結了したい。それまで本年度、来  
年度の四月までには何とか処分でき  
るんじゃないかという見通しになつてお  
ります。そうすると、来年度一ぱいは残  
りの整理事務があるということになり  
ます。清算を結了し得るといふ見込  
です。  
○委員長(石坂豊一君) そうすると、  
未処分住宅の一万一千戸程の管理に對  
して三百四十六名の人がおる、こうい  
うわけですか。  
○説明員(堀川正彦君) そうです。  
○堀末治君 そうすると、現在処分し  
ながら経費を賄つておるのですか。

○説明員(堀川正彦君) そうです。  
○堀末治君 赤字になつておるか、黒字になつておるか、それは分らないですか。

○説明員(堀川正彦君) 現在のところバランスを見ますと、八月二十五日現在のバランスで行きますと、大体住宅営団の持つておられます資産その他を現金化して考えて見ますと、八億一千五百万円現在持つておられます。それに見合ひといまして負債の方が資本金を入れますと約十億五百万円、差引債務ですが、一億八千九百万円の大体赤字になつておられます。

○堀末治君 そうすると、お終ひにはその欠損は政府が尻拭いをしなければならぬですか。  
○説明員(堀川正彦君) ただ尻拭いと云いますか……。

○委員長(石坂豊一君) 初め政府出資は一億円でしたか。  
○堀末治君 そうすると、消えてしまふわけですか。  
○説明員(堀川正彦君) 出資したのは入つて来ないということになります。

○委員長(石坂豊一君) 何か御質問ありませんか。  
○堀末治君 もう一遍お尋ねいたしますが、十六年から建てたのだから、建てた代金は大安分いのですか。非常に安いときに建てておる。今において処分して、こんなものは赤字になるだらうか。どのくらい経費をかけておるのかわらぬけれども、建坪当りがあつたころから見ると、百倍になつておる。あの当時は坪八十円くらいでできたのが、今は少くとも二万円から三万円になつておるのだから、それを処分してこんなに赤字になるのは、ちよつと俺

の算盤じや合わぬいな。  
○説明員(堀川正彦君) 的確な数字は申上げられませんが、大体終戦後建てた建物が相当大部分を占めておるのじやないかと思われまふ。それから入つておる方が庶民階級の方が多うございませうので、家賃もさう高い家賃も取れない。それで結局相当に高い建築費がかかりませうから、それを若しカヴァーする意味で家賃を上げるとなれば相当高額な家賃になる。従つて家賃の方を下げて行かなければならぬ。家賃を非常に低くしなければならぬ関係上、外も相当低く落して行つたわけですか。

○堀末治君 大体帳簿価格が六千万円で、その売却予定額五千万円とか、七千万円とかになつておるが、ここにちよつと我々のような者から見ると算盤が合わぬ。このままだということに非常に安い。入つておる人に売るとして見たところが、それでも時価から何割か安くしてやつても、こちらが一億四千万円は埋りそうに思ふので、終戦後できたのがあるとするば……ちよつともう一遍お尋ねしますが、終戦後といつても、二十一年十一月二十三日に閉鎖機関に指定されておるのだから、二十年の八月の終戦だから、ちよつと二年二、三ヶ月の間です。その間にばた／＼とさう沢山建てたのですか。

○委員長(石坂豊一君) ちよつと速記を止めて下さい。  
○委員長(石坂豊一君) 速記を始めて下さい。  
○堀末治君 今急に資料を探しておつても何ですが、つまりこれは営団が始まつて以来どれだけの仕事をして、あ

と何ほ残つて何ほというふうに、もう少し計数的に調べてこの次に説明して頂きたいと思ひます。その方がいふかと思ひます。私は余りこゝういふものをほじくる気はないけれども、一億円損するというのが、終戦前に建てた住宅を処分して今損になるといふことは、どうも私の常識から思われぬ。今ちよつと専門員から出た資料を拜見しますと、終戦前までに建てたのが八万六千九百ある、終戦後二十二年三月までに建設したというのが十萬ある。これはどうもちよつと閉鎖機関の関係から行くと合わぬ、十二月に閉鎖機関に指定されておつて、そうして三月までこれを建設したのは、建設途中だつたから或る程度止むを得なかつたのかも知れないけれども、それにしても二十二年頃建てたとすれば、まだまだ安いんです。それを最近処分しておつて、今言うように帳簿価格が六千万円で、処分して僅か五千万円から七千万円であるといふこの予算も少しおかしい。貧乏籠をやり繰つておる政府が、無闇にそんなに安く売程のこともない。

○委員長(石坂豊一君) ちよつと皆さんにお諮りいたします。どうも閉鎖機関から派遣された方もまだ準備が十分整つていないようですから、更に各種の資料を持ち寄つて頂くまで、殊に予備審査でもありますし、今回はこれを一応中止することにいたします。

○委員長(石坂豊一君) それから続いて住宅問題について御審議を願うことになつておりますが、何か皆さんでお聞きになることがありますれば、この

際願ひます。何か御質疑がありますれば……。  
○堀末治君 速記録をとる程の問題ではありませんが、大臣如何ですか。この前あつた住宅金融公社ですが、本年も何か新聞にちよつと出ていました。すね。もう一遍是非やるといふことがあなたの御意向であつたようですが、その後の見通しは如何ですかね。

○國務大臣(益谷秀次君) これはいろいろ強い御要望もありましたので、本年は予算にも一応最初は政府の出費の融資機関を作るといふことになつておつたのです。予算の緊縮政策のために認められなかつたのです。来年二十五年度予算では一億五十億を政府出資によつて賄うといふこと一応決定いたしております。今大蔵大臣が主として関係方面と交渉中でありませう。その他の予算全般については……速記を止めて下さい。

○委員長(石坂豊一君) 速記を止めて下さい。  
○委員長(石坂豊一君) それでは、速記を始めて下さい。改めてちよつと伺いますが、住宅問題は実に食糧問題と殆んど類を同じうする程、重大なる国民生活に直結する問題でありますから、今において尙三百五十万戸も住宅が足りないといふことが言われておるので、これに対する建設省の御計画を、この際御発表願つたならば非常に都合せだと思ひます。

○政府委員(伊東五郎君) 大体いろいろ原因で、推定でございますが、今お話のように住宅不足数が三百五十万戸程あることなるのです。併し政府としまして、このいろいろな財政的な

援助をいたしますためには、予算とも睨み合せて計画を立てなければなりませんから、この三百五十万戸の不足のうち、特に最も住宅の困窮度の甚だしい階層はどのくらいあるか、而も資金的に援助をしなければならぬ、急速に援助をして家を供給しなければならぬといふものがどのくらいかといふことを一応計算して見ますと、大体六十万戸程度といふ計算が一応出るわけでありませう。これは計算の仕方によりまして、或いは百万戸とか、八十万戸とか、いろいろ計算も出ておられますけれども、最も縮小した場合でも六十万户程度のは急速に供給しなければならぬといふことなるわけでありませう。これを基礎にしまして、大体五ヶ年計画を立てて来たわけでありませう。その方法は、一つは只今申上げました庶民住宅、国庫補助による庶民住宅、もう一つは長期低利資金の貸付といふ、二つの方法でやつて行く、こういうことになつておる。これを五ヶ年間に計画をいたしますと、約毎年十二万戸ずつという方法で建てて行く、これがためには、政府の予算を計上して行かなければならぬといふことになるわけでありませう。その第一年度として、昭和二十五年の予算を要求したわけでありませうが、予算の全体の関係から言ひまして、その計画が、今までのところでは認められませう。大体その五〇〇程度を初年度に実施するといふ、凡そ概略の見通しを得たわけでありませう。先程お話がありましたように、国庫補助の庶民住宅のために、まあ四十億程度のもので、これで大体二万五千戸程度のものでできるわけでありませう。それから貸

付の方法によりまして、五十億の資金が認められますと、これで大体三万五千戸程度できることになりす。併せて六万戸程供給できるということになるわけであります。尙この庶民住宅などの建設につきましては、従来多数のものが木造の住宅であつたわけでありまして、防火という点、それから耐久力という点、それから土地の有効利用という点、それから尙この木材資源を非常に使い過ぎておる、山林を過伐しておる、これが水害の原因になつてもおられます関係で、できるだけ木材以外の資材に頼らうというふうな、いろいろの方針に従ひまして、来年度はできるだけコンクリートの宏荘なアパートメントに移して行こうというふうな考へておられます。それで庶民住宅の予算が、今年度よりも若干増える見通しでありまして、殖えた分は木造をコンクリートのものに切替えて行く。建築費が若干高いわけでありまして、戸数の割合に費用が余計かかるわけでありまして、できるだけそういうふうな切替へて行くことになつて、不燃耐久的なものに切替へて行くことになつて、こう思つておる次第であります。大体只今考へておられます点を簡単に申上げました。

○委員長(石坂豊一君) 仲子さん、今あなたが御出席になりましたが、今まで住宅営団法を廢止する等の法律案の審議、これは予備審査ですが、これについて堀さんの御質疑に対して大蔵省関係の、つまり附鎖機関でありますから、整理委員会の方の答弁を求めたところが、余り十分の資料がありませんで、もう一応資料を整頓してお聞き

することにしまして、これを中止しました。それで住宅に関する建設当局の意見を聞いておつたわけなんです。何か御質問ありますれば、発言して頂きたいと思ひます。

○仲子隆君 お伺ひいたします。住宅は、宅地のないところに住宅の問題が大分考へられておられますが、自分の宅地を持つておられるが、都市計画の關係から今日まで建築を延期しておる。そのために段々と資材の値上り等のために住宅が建つておられない。今日でも資金を貸りれば建つというものが大分多いのでありますが、住宅に関する建築の資金の貸付というふうなものはない。この問題からお伺ひいたします。

○政府委員(伊東五郎君) その問題は大臣から大体御説明申上げたので、二十五年度は住宅資金の貸付について予算を計上しておりますので、それが最終的に決まりましたならば、そういう人達に対して長期低利の資金を貸付ける途が開けると思つております。

○仲子隆君 その貸付の方法というふうなもの、或いは地方、つまり県又は市というものに対しての系統とか、方法とかいうようなものは、大体今どういふふうに予測されておるのでありますか。

○政府委員(伊東五郎君) この資金の予算が認められますならば、どういふふうに運用するかという点につきましては、まだ研究中であります。最終決定してありませんが、大体構想は直接の窓口は成るべく民間の金融機関、不動産金融会社、その他の民間の機関を利用するようになつておると思つて

おります。そうしてその貸付方法などにつきましても、回収確保ということが非常に大事でありますから、或る程度は厄介な手続きも必要になると思ひますが、できるだけ簡単な方法でやりたいと思つております。

○仲子隆君 若し今度の予算が通るとすれば、いつ頃からこれが実施されるか、その予測はございませんか。

○政府委員(伊東五郎君) これは来年度の予算でありますから、来年度の四月以降になるわけですが、只今までの準備を進めて来ておりましたから、予算が認められましたならば、四月以降、余り長くならぬうちに実際の仕事ができるようになるのじやないかと思つております。

○石川一衛君 人口が非常に増加しておるのですが、まあ名古屋、神戸あたりでも、人口が増加しておりますが、建設省では住宅に対してどういふふうなことを見込んで計算しておるのですか。

○政府委員(伊東五郎君) 住宅不足の数が三百五十万戸と申上げましたが、この内容は直接戦災で焼かれたり、壊されたりというふうなものとか、海外から引揚による急激な人口増加とか、いろいろの原因がありますが、又一方人口の自然増加というものも終戦後急激に殖えております。それから戦時中相当、十年間ばかり家屋の修繕を殆んどやつておりませんので、非常に老朽の家屋が多くなつております。これはまだ具体的な形に現われて来ておりませんが、ここ数年のうちにははた／＼ともう使用に耐えなくなつて、これも亦住宅不足の原因になるといふような、いろいろ／＼な原因があるわけでありまして、そういうものを全部併せますと、

三百五十万戸より更に殖えるかと思ひますが、一応そういうものを非常に内輪に取りまして、そうして推定を三百五十万戸と、こうしておるわけでありまして、人口の自然増加についても或る程度は考へておる、予測いたしております。

○委員長(石坂豊一君) それでは一つ本日の建設委員会はこの程度にしては如何ですか。それではこれで散会いたします。

午後零時六分散会

出席者は左の通り。

委員長 石坂 豊一君

理事 仲子 隆君

委員 島田 忠彦君

島田 千壽君

堀 末治君

水久保基作君

石川 一衛君

北條 秀一君

益谷 秀次君

伊東 五郎君

堀川 正彦君

美馬 郁夫君

大蔵事務官

管財局副官

機関課勤務

建設事務官(住宅局長)

美馬 郁夫君

十一月四日日本委員会に左の事件を付託された

一、天塩川川口改修工事施行に関する請願(第四号)

一、富崎県下の災害復旧工事促進に

関する請願(第七号)

一、天塩町内産業道路改修工事施行に関する請願(第八号)

一、地方費道札幌稚内線中天塩川架橋に関する請願(第九号)

一、十津、紀の両川総合開発事業施行に関する請願(第十号)

一、生駒山腹地すべり防止対策に関する請願(第二十六号)

一、名古屋、大阪両市間産業道路建設に関する請願(第二十八号)

一、岡山県下の各川砂防工事施行に関する請願(第三十四号)

一、矢作川改修工事促進に関する請願(第三十五号)

一、矢作橋改築工事に関する請願(第三十八号)

一、南会津街道開通促進に関する請願(第四十六号)

一、日野川えん堤築設に関する請願(第五十七号)

一、市川改修工事施行に関する請願(第六十四号)

一、国道第二号線中夢前橋架設に関する請願(第六十五号)

一、日本建設公社創設等に関する請願(第六十七号)

一、国道第二号線中一部改良工事施行に関する請願(第七十七号)

一、国道第五号線中一部改良工事促進に関する請願(第九十三号)

一、地方法務局およびその支局の独立庁舎建築に関する請願(第九十六号)

一、杉田川改修工事施行に関する請願(第九十七号)

一、治山治水事業促進に関する請願(第九十一号)

一、南海大地震に伴う地盤沈下および

び隆起対策事業費国庫補助の請願  
(第百四十六号)

一、札幌市南四條疎開地跡の復興に  
関する請願(第百五十二号)

一、震災都市の震災復興五箇年計画  
遂行に関する陳情(第六号)

一、愛媛県東宇和郡を四国西南地域  
総合開発特定地域に編入の陳情  
(第八号)

第四号 昭和二十四年十月二十五日  
受理

天塩川川口改修工事施行に関する請願  
請願者 北海道天塩郡天塩町長  
草刈直外五名

紹介議員 木下 源吾君

天塩川は屈曲はなはだしく、年々はん  
濫による被害が多いため、彎曲箇所の  
切替、護岸工事等は着々進んでいる  
が、川口附近は地質が砂土のため、波  
浪により水深、川幅は常に一定するこ  
となく、また吐水も十分でないため、  
下流一帯のはん濫による被害はじん大  
である。しかして、本川口は留萌、稚  
内の中間港として重要であるばかりで  
なく、附近には二万五千余町歩の未開  
地をはじめ石油、石炭および漁業の開  
発、生産ならびに重要物資の集散積出  
港として欠くことのできない港である  
から、天塩川川口の改修工事をすみま  
かに施行せられたいとの請願。

第七号 昭和二十四年十月二十五日  
受理

宮崎県下の災害復旧工事促進に関する  
請願  
請願者 宮崎県議会議長 甲斐  
善平

紹介議員 竹下 豊次君

宮崎県は台風の進路に当るため毎年非  
常な災害を受けるので、未改修の多く  
の川は荒廃の極に達し、台風の度毎に  
災害は増加している実情である。今年  
も連続三回の台風による災害のため、  
県民は経済的、精神的に大打撃を受け  
たが、一丸となつて復旧に当るため、  
宮崎県災害復興促進同盟を結成して、  
根本的な災害復興と、治山治水事業の  
完全実施を図つていから、本県の特  
殊事情を考慮されて、国庫助成等の方  
途を講ぜられたいとの請願。

第十六部 建設委員会会議録第二号

昭和二十四年十一月九日【参議院】

第九号 昭和二十四年十月二十五日  
受理  
地方費道札幌稚内線中天塩川架橋に關  
する請願  
請願者 北海道天塩郡幌延村長  
赤松満太郎

紹介議員 木下 源吾君

天塩町内産業道路改修工事施行に關す  
る請願  
請願者 北海道天塩郡天塩町長  
草刈直

紹介議員 木下 源吾君

北海道天塩郡天塩町は、その面積の三  
分の一がザブシ、オヌナイ等の原野  
で占められているので、交通に恵まれ  
ず、移住以来四十年を経た現在なお車  
馬の交通も困難な状況である。一方従  
来の地方費道は全沿線が山岳地帯の不  
毛地であるに反し、産業道路の沿線は  
広大な未開地であるから、資源開  
発、食糧増産等の見地より、天塩町内  
産業道路の改修工事を施行せられたい  
との請願。

第九号 昭和二十四年十月二十五日  
受理

北海道上川総合開発事業施行に關  
する請願  
請願者 奈良市奈良県庁内奈良  
平野利水事業期成同盟  
会内 名倉仙助外五十  
二名

紹介議員 新谷寅三郎君

大和平野は、年間降雨量の僅少なるに  
加え流域が狭く、用水に乏  
しく三年に一度は大かんばつのため米  
の減收、水利費の増嵩等ばく大な損害  
を受けている。また水不足のため工業  
は振わず、衛生施設にも欠けている有  
様である。この救済方法は、水源の極  
めて豊富な十津川、紀の川の総合開発  
によつて、容易に解決できるにもかか  
らず今日まで実現しなかつたのであ  
る。しかして過般政府の委員会におい  
て決定した十津川、吉野川総合開発計  
画の実施は県民多年の希望であるか  
ら、すみやかに本事業を施行せられ  
たいとの請願。

第十六部 建設委員会会議録第二号

昭和二十四年十一月九日【参議院】

第十号 昭和二十四年十月二十五日  
受理  
津、紀の両川総合開発事業施行に關  
する請願  
請願者 奈良市奈良県庁内奈良  
平野利水事業期成同盟  
会内 名倉仙助外五十  
二名

紹介議員 新谷寅三郎君

大和平野は、年間降雨量の僅少なるに  
加え流域が狭く、用水に乏  
しく三年に一度は大かんばつのため米  
の減收、水利費の増嵩等ばく大な損害  
を受けている。また水不足のため工業  
は振わず、衛生施設にも欠けている有  
様である。この救済方法は、水源の極  
めて豊富な十津川、紀の川の総合開発  
によつて、容易に解決できるにもかか  
らず今日まで実現しなかつたのであ  
る。しかして過般政府の委員会におい  
て決定した十津川、吉野川総合開発計  
画の実施は県民多年の希望であるか  
ら、すみやかに本事業を施行せられ  
たいとの請願。

第二十六号 昭和二十四年十月二十  
五日受理

生駒山腹地すべり防止対策に関する請願  
請願者 奈良県生駒郡生駒町助  
役 辻中俊三

紹介議員 新谷寅三郎君

昭和二十二年より施行中の生駒山腹  
地すべり防止工事は本年度をもつて終  
る予定であつたが、先日のテラおよび  
ヘスター台風によつて、昭和二十二年  
度施行の場所の全区域にわたつて相当  
広範囲の亀裂を生じ次第に滑動を開始  
している。現在のところ滑動は活発で  
はないが一朝活動が活発化すと、生駒  
町の経済および町民の生命財産は全滅  
の危険にさらされることになるから、  
五千有余の町民の生命財産保護のた  
め、すみやかに完全なる地すべり防止  
策を施行せられたいとの請願。

第二十八号 昭和二十四年十月二十  
五日受理

名古屋、大阪両市間産業道路建設に關  
する請願  
請願者 奈良県議会議長 辻本  
正律

紹介議員 新谷寅三郎君

政府においては、昭和二十三年十一月  
発表された日本道路網維持修繕五箇年  
計画にもとづいて、名古屋、大阪両市  
間の産業道路建設を立案中の由であ  
るが、関西本線に沿い大阪に通ずる路  
線は、既に鉄道が敷設されているか  
ら、さらに道路設定の要もなく、また  
その間には枢要都市も皆無の状態であ  
る。しかして、三重県上野市より奈良  
県月ヶ瀬ならびに奈良市を経て大阪に  
至る沿線は、多量の林、鋳、農産物等  
の産出量多く、さらに月ヶ瀬の梅林、  
朝時代の古せき等があつて産業上、観  
光上国道として充分の価値を有するも  
のでありまた、既設県道の補修改良に  
より容易に実現可能と考えられるから  
産業道路として本路線を採用せられた  
いとの請願。

第十六部 建設委員会会議録第二号

昭和二十四年十一月九日【参議院】

第三十四号 昭和二十四年十月二十  
五日受理  
岡山県下の各川砂防工事施行に関する  
請願(二十通)  
請願者 岡山県勝田郡飯岡村長  
鈴鹿元治外百六名

紹介議員 黒田 英雄君

岡山県下の各川は、昭和二十年の大こ  
う水により、大なる被害を受け、その  
復旧も進まぬうちまた本年七月三十日  
のヘスター台風によりますます被害を  
増大し、護岸ならびに川床は破壊され  
たまま放置されているので、附近住民  
は日夜不安のうちに過している現状で  
あるから、万難を排してすみやかに各  
川の砂防工事を施行せられたいとの請  
願。

第三十五号 昭和二十四年十月二十  
五日受理

矢作川改修工事促進に関する請願  
請願者 愛知県岡崎市市長 竹内  
京治

紹介議員 竹内 七郎君

愛知県岡崎市附近を流れている矢作川  
は、水源が弱く花こう岩石のためし  
ばしば土砂の崩壊によつて河水がはん  
濫して、豊よくな美田に災害を興え、  
交通通信施設の機能を害するから、本  
川改修計画の未完成部分の工事施行を  
促進せられたいとの請願。

第三十八号 昭和二十四年十月二十  
五日受理

矢作橋改修工事に関する請願  
請願者 愛知県岡崎市市長 竹内  
京治

紹介議員 竹中 七郎君

古来東海道と称せられていた国道第一  
号線中の矢作橋は近年腐朽がはなはだ

第十六部 建設委員会会議録第二号

五

しく、落橋のおそれがあるので、応急工事を施行してきたが、最近数次の震災によつて橋は弱体化し一部は落ちるから、すみやかに改築工事を施行せられたいとの請願。

第四十六号 昭和二十四年十月二十五日受理

南会津街道開通促進に関する請願

請願者 福島県郡山市長 本間善庫外一名

紹介議員 橋本萬右衛門君

郡山市より安積郡大槻町を経て多田野村宇石石と結ぶ県道の末端と、猪苗代湖南西部山陰安積郡五箇村間を結ぶ県道末端との中間に、三森峠を中心として約二里の未開さく区間が残存しているため、交通の不便はもろん資源も未開発のままになつておりこれが開通すれば、磐梯山吾妻国立公園観光道路の一つとして、また南会津街道として、北南西会津郡地方にも連絡する等大なる便があるから、すみやかに同区間を開通せられたいとの請願。

第五十七号 昭和二十四年十月二十日受理

日野川えん堤築設に関する請願

請願者 鳥取県米子市議會議長 土谷榮一

紹介議員 田中 信儀君

日野川は、大正の末期上流地帯における砂鉄採取が中止されて以来、年々河床の低下がはげしく、とくに米子市上戸地内米川えん堤下流と、国道第十八号線に架設された日野橋附近の沈下がはなはだしく、一朝出水の際の流失は必至であり、この附近に水源を有する市の上水道もまた地下水の低下により集

水能力は半減し、かんがい用水の枯渇等このままに放置できない状態であるから、日野橋下流にえん堤を築設せられたいとの請願。

第六十四号 昭和二十四年十月二十日受理

市川改修工事施行に関する請願

請願者 兵庫縣姫路市長 石見元秀

紹介議員 藤森 眞治君

兵庫縣下の市川は、水源を三國岳に発し、南下して途中幾多の大小支流を合せて、播磨などに注ぐ延長六十九キロ、流域面積五百五十平方キロに及ぶ大川で、かんがい、舟運や工業用水源に多くの恩恵を興えており、ことに下流の姫路市附近の地域は近時各種生産工業も発達の一途にあり、鉄道、道路等も多く交通の要地であるが、市川が未改修の川であるため、水害の虞が絶えず、被害もすくなくないから、産業の発達や交通の保安等のため、すみやかに改修工事を施行せられたいとの請願。

第六十五号 昭和二十四年十月二十日受理

国道第二号線中夢前橋架設に関する請願

請願者 兵庫縣姫路市長 石見元秀

紹介議員 藤森 眞治君

国道第二号線の改良工事は、すでに神戸市を経て姫路市におよび、姫路市以西揖保川までは計画を樹立し、工事も逐次実施されているが、本路線中の夢前線は、国道第二十号線との分岐点に当り貨物の往來がはげしい上に、架橋地点は、屈曲がはなはだしいので交通は不便を極めてい。また同橋は腐

朽しているため維持修理にいとまのない状態であるから、すみやかに新橋を架設せられたいとの請願。

第六十七号 昭和二十四年十月二十日受理

日本建設公社創設等に関する請願

請願者 東京都大田区上池上町一、〇八二 柳谷仙次郎

紹介議員 佐々木鹿藏君 門屋盛一君

公共土木事業は、国家経済再建上の基礎的重要事業であるから、営利を目的とし非能率の旧式請負業者あるいは政府または公共団体の直営施行を排して、一定の法的権限を行使して能率的、機動的にかつ民主的に国土復興建設事業を遂行するため、日本建設公社を創設し、公的土木事業を起して失業者を活用するとともに、土建労働者の性にかんがみ土建労働者に対して基準法の特例を設けられたいとの請願。

第六十七号 昭和二十四年十月二十日受理

国道第二号線中一部改良工事施行に関する請願

請願者 兵庫縣姫路市長 石見元秀

紹介議員 藤森 眞治君

国道第二号線改良工事は、すでに神戸市を経て姫路市におよび、さらに姫路市以西揖保川までは計画を樹立し、工事も逐次実施されているが、姫路、岡山を結ぶ路線は屈曲が多く、幅員も極めて狭い上に交通量は倍加して、その不利不便はなはだしく、本国道の改良は最も急を要するものであるから、現在施行中の部分はもちろん、さらに引

き続き岡山県界までの区間については現路線に沿つてすみやかに改良工事を施行せられたいとの請願。

第六十三号 昭和二十四年十月二十七日受理

国道第五号線中一部改良工事促進に関する請願

請願者 山形縣最上郡金山町長 岸伊一郎外一名

紹介議員 小杉 繁安君 尾形六郎兵衛君

国道第五号線は東京を起点とし青森を終点とする裏日本の大動脈であるが、山形県より秋田県に通ずる雄勝および主震坂の両峠の改修が不完全なため、全線を一貫する交通が不能となつてい。また秋田県境にある木材、鉱産物その他の資源の開発も急を要するものであるから、昭和二十五年においてはあらゆる困難を排して両区間の改良工事実現を図られたいとの請願。

第六十六号 昭和二十四年十月二十七日受理

日受理 地方法務局およびその支局の独立庁舎建築に関する請願

請願者 静岡縣浜名郡雄踏町字 布見全法務労働組合 岡地方法務局支部内 藤原治男

紹介議員 河井 彌八君

法務局および地方法務局は法務行政の全般を統轄する法務府の外局として設置され、民事ならびに行政に関する争訟、登記、戸籍、寄留、供託、公証、司法書士、人権擁護等に関する諸事項を管掌するところであるが、現在なお独立の庁舎を持たないため、裁判所や検察庁の中に雑然と同居の有様で、業

務遂行上多大の不便をきたし、重要な国家帳簿保管等にも万全を期し難いからすみやかに独立庁舎を建築せられたいとの請願。

第六十七号 昭和二十四年十月二十七日受理

杉田川改修工事施行に関する請願

請願者 福島縣安達郡杉田村長 佐藤直治

紹介議員 橋本萬右衛門君

福島縣下の杉田川は阿武隈川の支流で源を標高千七百メートルの安達太良山に発して、南東に流れて杉田村地内において阿武隈川に合流しているが、水源地帯の地かくおよび林相が粗悪のため、一度豪雨にあつと山腹の崩壊が相次いで起り、同時に樹木が倒落落下するの合流点附近川岸の荒廃は年々増大するのみで、さらに最近上流部七百餘町歩の入植が開始されその開拓が進展するにおよんで益々その度を加えおり、いまにして根本的改修を怠るときは破極的狀態に陥る虞があるから、すみやかに本川の改修工事を施行せられたいとの請願。

第六十三号 昭和二十四年十月十七日受理

治山治水事業促進に関する請願

請願者 東京都千代田区霞ヶ関 一ノ二日本河川協会 長 松本學

紹介議員 原口忠次郎君

こう水による災害は逐年激増の一途をたどり過年度災害の復旧も未だに完成しないうちに本年においてもデラ、イルマ、ヘスター等の台風により各地においてじん大なる被害をこうむつた。いまにして荒廢した川に対し砂防

工事を施して水害の根源を断たなければ食糧政策の確立、国家経済の自立、民心の安定等の基本政策は到底期し難いのみか遂には災害亡国の破局を招来することは必至であるから、根本的治山治水施設を樹立して急速に断行せられたいとの請願。

第四百四十六号 昭和二十四年十月二十七日受理

南海大地震に伴う地盤沈下および隆起対策事業費国庫補助の請願

請願者 愛媛県松山市北持田町 一四三 五百木政一外 十四名

紹介議員 江熊 哲翁君

昭和二十一年十二月の南海大地震は震源地に接近せる各県に激震とこれともなう津浪により、じん大なる被害を與えた。この地震に起因する沿岸地帯の地盤沈下ならびに隆起は沿岸の漁業生産に多大の影響を與えた。しかし、この沈下対策工事の実施は緊急を要するものがあるが、現在の地方財政では到底その能力がないから、地盤沈下および隆起対策事業に対して高率の国庫補助をせられたいとの請願。

第五百五十二号 昭和二十四年十月二十七日受理

札幌市南四條疎開地跡の復興に関する請願

請願者 札幌市南四條西三 高 橋秀彰外七十九名

紹介議員 石坂 豊一君 板谷 順助君

札幌市南四條線の防空法による疎開跡地の復興については、道路四十五メートル予定の処を三十メートル幅員として、三十メートルは電車通り、自動車

通り、馬車通り、自転車通りとし、十メートル五を建物敷地、四、五メートルを中間慢歩街路とすれば、防火線として有利であり、また衛生上からも都市美の点からも東京以北一となるばかりでなく札幌市の財源を増すことになり、強制疎開者も全面的に救われることになるから、計画を右のように変更されたいとの請願。

第六号 昭和二十四年十月二十五日受理

戦災都市の戦災復興五箇年計画遂行に関する陳情

陳情書 兵庫縣姫路市長 石見元 秀

戦災都市復興事業は、終戦後四年を経たにもかかわらず遅々として進まないのは、わが国の経済再建、民生安定上憂慮に堪えない。しかし、今國政府においては、本事業をすみやかに完遂するため、戦災復興対策協議会を設置し、戦災復興五箇年計画を策定されたが、本計画の遂行に当つては、(一)初年度事業予算は少くとも百億円を計上すること、(二)本事業費地方負担は全額起債を許容すること等本事業完遂のため特別の処置を採られたいとの陳情。

第八号 昭和二十四年十月二十七日受理

愛媛県東宇和郡を四国西南地域総合開発特定地域に編入の陳情

陳情書 愛媛県東宇和郡宇和町長 攝津盛徳

愛媛県東宇和郡地方は、有名な大野ヶ原の農業開拓地を有し、郡内全域に豊富なる森林資源と良質の石炭およびマンガンを有する等各種産業の発展性に富んでいるにもかかわらず、政府の四

国西南地域総合開発特定地域より除外されているのは国家的にも重大な問題であるから、本郡を右特定地域に編入せられたいとの陳情。

昭和二十四年十一月二十二日印刷

昭和二十四年十一月二十四日発行

參議院事務局

印刷者 印刷片